

資料16(午前)	平成31年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

# 訪問系サービスについて1 (サービス提供責任者・従業者資格要件)

# ① 行動援護の提供に係る資格要件

## 1 サービス提供責任者資格要件 ((1)又は(2)に該当する者)

- (1) 行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に3年以上の従事経験を有するもの
- (2) 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修の修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者又は居宅介護職員初任者研修課程(居宅介護従業者養成研修2級課程)修了者(3年以上介護等の業務に従事した者)であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に5年以上の従事経験を有するもの

### 経過措置

※(2) 平成33年(2021年)3月31日までの経過措置

## 2 従業者資格要件 ((1)又は(2)に該当する者)

- (1) 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に1年以上の従事経験を有するもの
- (2) 居宅介護従業者要件を満たす者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有するもの

### 経過措置

※(2) 平成33年(2021年)3月31日までの経過措置

## ② 次期報酬改定検討予定事項(訪問系サービス)

### 1 サービス提供責任者資格要件

- 「居宅介護職員初任者研修課程(居宅介護従業者養成研修2級課程)修了者であって実務経験3年以上」の要件については、「暫定的な要件」とされている。



地域生活支援事業(移動支援)の資格要件についても、居宅介護の検討状況を踏まえて見直す可能性があります。

- サービス提供責任者の資質向上を図る観点から、次期報酬改定(平成33年(2021年)4月1日)において、廃止を検討することが予定されていることから、暫定的な要件によりサービス提供責任者を配置する事業所におかれましては、早期に介護福祉士又は実務者研修修了者等を配置するようお願いしたい。
- 当面の措置として、平成30年4月以降は、暫定的な要件により配置しているサービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づき支援を行った場合は、報酬の10%を減算する取扱いとなっている。

## ② 次期報酬改定検討予定事項(訪問系サービス)

### 2 従業者資格要件

- 障害福祉の訪問系サービスにおけるいわゆる3級ヘルパー等(※)に関する取扱いについては、現在でも従事可能としている。



- ヘルパーの資質向上を図るため、次期報酬改定(平成33年(2021年)4月1日)において、廃止を検討することが予定されていることから、いわゆる3級ヘルパー等を配置する事業所におかれましては、当該ヘルパーに介護福祉士、実務者研修、居宅介護職員初任者研修等の受講を促進していただくようお願いしたい。

(※)要件の廃止が検討される者

- ・ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者
- ・ 旧身体障害者居宅介護等事業、旧知的障害者居宅介護等事業及び旧児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者
- ・ 旧視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者、旧全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者及び旧知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者